

令和4年第1回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年1月25日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年1月25日 午後2時55分							
閉 会	令和4年1月25日 午後3時20分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	欠席	木暮 剛	欠席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	欠席	野本 照夫	欠席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	欠席	馬場 勝美	欠席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	欠席	関口 正	欠席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	欠席	渡邊 仁	欠席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	欠席	秋池 功	欠席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	欠席	岡野 孝	欠席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	欠席	伊藤 清	欠席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	欠席	三ツ木 宏之	欠席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	欠席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	欠席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	欠席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	欠席				
議事録署名人			渡邊 秋夫 ・ 島田 豊					
議事参与			堀越 延年 ・ 野本 佳永					
書 記								

会議事件名

議案第1号 農地法第3条の規定に関する件

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請

顛末

開会 午後2時55分

【会長代理】 これより、令和4年第1回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正をお願いします。

【事務局】 議案書の訂正が1ヵ所あります。
(2) 農地法第18条第6項の規定による通知 議案書は10ページ 2段目
番号239番とありますが、「番号240番」となりますので、訂正をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号12番 渡邊 秋夫 委員、
番号13番 島田 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。
議案第1号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 1件 2筆

番号1
受人は稲作及び花卉を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,100日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は293.90アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。						
【岩崎新一 農業委員】	<p>番号1について調査してまいりました。受人は、稲作及び花卉を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p> <p>また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>						
【議長】	ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。						
【一同】	(質問なし)						
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。						
【一同】	(全員挙手)						
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第1号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。						
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table border="0" data-bbox="331 1563 853 1657"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>4件</td> <td>9筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>2筆</td> </tr> </table> <p>番号1</p> <p>受人は、現在市外で売電気事業等を営んでおりますが、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、今回、太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。太陽光パネルを193枚設置し、発電の規模は79.13kWの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備</p>	所有権の移転	4件	9筆	使用貸借権の設定	2件	2筆
所有権の移転	4件	9筆					
使用貸借権の設定	2件	2筆					

	認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【岩崎新一 農業委員】	番号1について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電施設を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。 また、隣接する農地との境界にはフェンスと土留めを設置し、申請地には防草シートを敷きます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号2について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号2 受人は、現在市内に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村徳之 農業委員】	番号2について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原

	<p>則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号3 受人は、現在市内に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【岩崎新一 農業委員】	<p>番号3について調査してまいりました。申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地(その他の農地)に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周</p>

	<p>りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、農業集落排水に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号4</p> <p>受人は、現在市外に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号4について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界には土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、既存排水管に接続します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号5について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号5 受人は稲作及び野菜の作付けを中心とした農業経営を行っています。今回、野菜の集荷施設として利用している土地への農産物集荷施設（進入路）として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【萩原 豊 農業委員】	番号5について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。進入路として利用するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。 また、申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から進入路として利用しており、今までどおり進入路として利用していきます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号6について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号6 受人は、市内で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建売住宅の予定地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅11棟を申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村徳之 農業委員】	番号6について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建売住宅11棟を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。また、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に接続します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第2号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。

【会長代理】

これもちまして、令和4年第2回定例会を閉会いたします。
なお、次回の定例会は令和4年2月25日（金）午後2時より場所は川里農業
研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後3時20分